

いばらき県央地域ロゴマーク募集要項

1 趣旨

茨城県の県央地域の9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町及び東海村）は，令和4年2月に策定した「いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン」において，圏域の目指すべき将来像を「自然と歴史，芸術と科学が織りなす未来 ～世界につながる いばらきど真ん中～」と掲げ，令和4年度から当該ビジョンに位置付けたさまざまな事業を連携して推進するなど，地域の発展に取り組んでいます。そこで，県央地域をPRし，認知度を向上させるため，県央地域のシンボルとなるロゴマークを公募します。

2 応募資格

どなたでも応募できます（年齢や住所，プロ・アマチュアは問いません。）。

3 応募期間

2022（令和4）年6月15日（水）から2022（令和4）年7月29日（金）まで郵送の場合は，締切日当日までの消印を有効とします。

4 賞及び副賞

最優秀賞 1点 賞状，商品券7万円及び特産品3万円相当

5 募集内容

いばらき県央地域のロゴマーク（文字を含まないシンボルマークのみでも可とします。）

ロゴマークは，県央地域9市町村の広報及びホームページ，イベント，各種印刷物（名刺，ポスター，のぼり旗，横断幕等）をはじめ，県央地域のPR等で活用します。

茨城県の県央地域の魅力や存在感が伝わるようなデザインとしてください。

県央地域は，東京から約100キロメートルの北関東に位置する，人口約70万人の地域です。鉄道や高速道路，空港，港を有するほか，日本三名園の一つである偕楽園やネモフィラで有名な国営ひたち海浜公園，日本三大稲荷に数えられる笠間稲荷神社などの観光施設もあります。ほしいもや栗，お茶などが特産である一方，原子力研究施設が集積し，工業も盛んです。詳細は，いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンや各市町村のホームページを御参照ください。

6 デザイン仕様

(1) ロゴマークの大きさ

A4サイズ（210mm×297mm）以内，縦横比自由（拡大・縮小にも対応できるデザインとすること。）

(2) ロゴマークの色数

自由（モノクロ・単色での使用にも対応できるデザインとすること。）

(3) ロゴマークに入れる文字（任意）

文字を入れる場合は、次の日本語表記又は英語表記のいずれかの文字を入れてください。日本語表記と英語表記の両方の文字を入れること、英語表記において大文字と小文字を入れ替えること（例えば、全て大文字とすること）は可とします。

（日本語表記）「いばらき県央地域」又は「県央地域」

（英語表記）「Central Area of Ibaraki Prefecture」

又は「Central Area of Ibaraki Pref.」

7 応募方法等

以下の方法により、一人につき何点でも応募できます。団体で応募するときは代表者を一人決め、その方が応募手続を行ってください。

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏面に貼り付けた上で、応募先に持参又は郵送で応募してください（FAX及びメール不可）。デジタル作品の場合も、応募作品の色調等を確認するため、応募作品を印刷して応募してください。
- (2) 応募用紙は、水戸市政策企画課、水戸市の出張所及び市民センターに配置するほか、水戸市ホームページからダウンロードすることができます。
- (3) 応募作品の用紙、画材等の種類は問いません。
- (4) 複数作品を一度に応募することもできますが、全ての応募作品の裏面に応募用紙を貼り付けてください。応募用紙が無い場合は、無効とします。
- (5) 応募に当たっては、応募作品が折れないようにしてください。
- (6) 応募に要する費用については、応募者の負担となります。
- (7) 応募者が未成年者の場合は、親権者等の法定代理人が応募用紙の同意欄に署名する必要があります。

8 ロゴマークの決定及び結果発表

- (1) 応募作品は、いばらき県央地域ロゴマーク選定委員会で審査の上、2022（令和4）年10月頃に、県央地域9市町村の首長による協議において最優秀賞を決定します。
- (2) 最優秀賞の受賞者（以下「受賞者」という。）に結果を通知するとともに、受賞作品及び受賞者を水戸市ホームページ等で発表します。この発表をもって受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

9 著作権等に関する事項

- (1) 受賞者は、受賞と同時に水戸市に対して当該作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は水戸市に帰属するものとします。

また、商品化に対する対価は無償とします。

- (2) 水戸市は、決定したロゴマークについて、商標・意匠の出願・登録をすることがで

きるものとしします。また、水戸市の判断で、他団体の事業（収益事業を含む。）で使用させる場合があります。

- (3) ロゴマークがシンボルマークと文字の組み合わせで制作されている場合、それぞれ単体で使用する（例えば、シンボルマークのみを使用する）ことがあります。
- (4) 受賞者は、水戸市又は水戸市から正当に権利を取得した第三者が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとしします。
- (5) 第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。水戸市は、一切の責任を負いかねます。

なお、水戸市又は水戸市に関係する者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

10 注意事項

- (1) 未成年者は、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。未成年者が受賞した場合は、著作権などの権利譲渡や副賞の授受に関して、法定代理人の同意が必要となります。
- (2) 選定経過に関する問合せには対応できません。
- (3) 水戸市が最優秀賞を公表するまでの間は、応募作品を他者に公表しないでください。
- (4) 応募作品は、応募者が創作した未発表のオリジナル作品とし、第三者の著作権、商標権等の権利を侵害しないもの、他の作品（商標を含む。）と同一又は類似していないものとしします。
- (5) 提出後に応募作品を修正することはできません。
- (6) 応募作品及び応募用紙は返却しません。
- (7) 最優秀賞に決定した作品がデジタル作品の場合は、データ形式等での提出をお願いしますので、御了承ください。手描き作品の場合は、水戸市がデータ化を行います。
- (8) 水戸市は、変形・補正等のデザイン調整を施す場合や応募者にデザインの調整等を求める場合があります。
- (9) シンボルマークのみの応募作品については、水戸市が文字を組み合わせることがあります。
- (10) 応募用紙の提出をもってこの募集要項に同意いただいたものとみなします（団体として応募する場合は、制作に関わった全員の同意をいただいたものとみなします。）。)
- (11) 以下の場合は、最優秀賞に決定した後であってもこれを取り消し、副賞の返還を求める場合があります。

なお、取消しの結果発生する第三者とのトラブル、損害等について水戸市では一切の責任を負いかねます。

ア 作品が、応募者自らが創作したオリジナルの作品でないと判断された場合。また、国内外で未発表ではないと判断された場合。

イ 作品が、公序良俗や法令に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権や商標権、意匠権その他の知的財産権などの第三者の権利を侵害している又はそのおそれがあると判断された場合

